

令和5年厚木市農業委員会11月定例総会議事録

日 時 令和5年11月27日 月曜日 午後1時30分から午後2時10分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 中 丸 豊

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 1番 小 池 よし子

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主任

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告11件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告25件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告5件)
- 4 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について (6件)
- 5 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 6 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
- 7 議案第49号 農用地利用集積計画の決定について (12件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。
これより、令和5年厚木市農業委員会11月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の曾根義久委員、6番の高澤友紀子委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、10月11日から11月10までに受け付けしたものでございます。

それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、4件、5筆、面積は2,469.53平方メートルでございます。

法第5条につきましては、7件、357筆、面積は33,320.98平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、11件、362筆、面積は35,790.51平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、10月11日から11月10までに受付した

ものについて、それぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は17人、農地の所有権を取得された相続人は25人、筆数は延べ155筆、面積は延べ73,608.57平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は5件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は下古沢にお住まいのAさん、対象地は下古沢字駒飼3筆、登記地目は全て畑、合計面積は119平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和42年頃に隣接地の宅地化に伴い、住宅敷地の一部及び既存農地への通路として利用を開始し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川会長に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は関口にお住まいのBさん、対象地は関口字古河下2筆、登記地目はともに畑、合計面積は278平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成5年3月頃まで畑として耕作しておりましたが、平成6年頃に一部を近隣のアパート駐車場として転圧・整地後、貸し出し、その後、一部は資材置場として使用し、現在に至っており、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上委員及び中丸委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は上依知にお住まいのCさん、対象地は上依知字六反1筆、登記地目は畑、面積は125平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和60年頃から願出人が営む造園業の車両及び資材の置場として利用を

開始し、現在に至っており、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上委員及び中丸委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は愛甲東3丁目にお住まいのDさん、対象地は愛甲東三丁目2筆、登記地目は田及び畑、合計面積は780平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成2年頃に転圧・整地し、近隣法人の事務所及び資材置場として貸し出し、現在に至っており、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

最後に5番でございます。

証明願の提出者は及川にお住まいのEさん外1人、対象地は及川字坂之下1筆、登記地目は畑、面積は214平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和46年頃に農業用倉庫を建築し、現在に至っており、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<松前会長職務代理者>

農地法の適用を受けない土地の証明については、農地以外の状態で10年以上経過していることが条件になるが、その間、農地法違反として追及されていないのか。

<主幹兼農地管理係長>

追及しておりません。

なお、追及経緯がある場合は、農地法の適用を受けない土地の証明の要件を欠くものです。

<松前会長職務代理者>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は6件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は飯山字松堂下1筆、現況地目は畑、面積は1,200平方メートルです。

渡人は飯山にお住まいのFさん、受人は飯山にお住まいのGさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機等。

労働力につきましては、本人、父及び兄妹等の5人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は三田字中川原1筆、現況地目は田、面積は1,000平方メートルでございます。

渡人は三田にお住まいのHさん、受人は三田にお住まいのIさんです。

代替地取得のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植機等。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は及川字小山2筆、現況地目はともに畑、合計面積は682平方メートルです。

渡人は愛川町中津にお住まいのJさん、受人は南町にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、配偶者、子及び弟の4人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は上落合字堤下1筆、現況地目は畑、面積は49平方メートルでございます。

渡人は下津古久にお住まいのLさん、受人は上落合にお住まいのMさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植機。

労働力につきましては、本人、配偶者、母及び子の4人です。

続いて5番でございます。

対象となる農地は林二丁目1筆、現況地目は畑、面積は330平方メートルでございます。

渡人は林1丁目にお住まいのNさん、受人は林2丁目の学校法人O理事長、Pさんです。

教育の用に供するための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

本申請は、教育を目的とした法人が事業に必要な施設の用に供すると認められることから、農地法第3条第2項ただし書き及び農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定に該当するため、全部効率利用要件、法人要件、常時従事要件の例外許可として取り扱われます。

最後に6番でございます。

対象となる農地は長谷字反町3筆、現況は全て畑、合計面積は1,751平方メートルでございます。

渡人は長谷にお住まいのQさん、受人は同住所にお住まいのRさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人、父及び子の3人です。

1番から6番までの全てにおいて、農地法に規定する各基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<鈴木委員>

3番について、接道がないが、どのように出入りするののか。

<専任主幹>

対象地東側の宅地を所有しており、出入りすることができます。

<鈴木委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程5、議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地の所在は上依知字六反2筆、登記地目はともに畑、合計面積は244平方メートルです。

申請人は、上依知にお住まいのSさんです。

本申請は、資材置場設置のための転用許可申請です。

申請人は、厚木市内を中心に造園土木事業を営む法人で、現在使用している資材置場が手狭になり、敷地拡張し利用する計画でございます。

農地区分は市街化区域から500メートル以内の区域であり、農地の広がり10ヘクタール未満である第2種農地です。

申請地の北東側は雑種地、南東側は資材置場及び境内地、南西側は道路、北西側は畑に接しております。

南西側に出入口を設け、全面転圧、砂利敷きし、仮設コンパネ、ブロック等の資材を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、既存の重量コンクリートブロックにより土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずる恐れはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程6、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地の所在は岡津古久字入り4筆、登記地目は全て田、合計面積は1,379平方メートルです。

受人は恩名4丁目の株式会社T、代表取締役Uさん、渡人は岡津古久にお住まいのVさん外1人です。

本申請は、所有権移転による駐車場及び資材置場のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は神奈川県内で土木業を営む法人で、事業拡大による搬入資材が増え、現在使用している施設が手狭になり申請されました。

申請地の東側及び北側は道路、西側は田、南側は水路に接しております。

東側に出入口を設け、全面転圧、砂利敷きし、13台分トラック及び社用車駐車スペースと足場等の資材を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、L型擁壁及び鋼板を新設し土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております、現在手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は三田字鍛冶浦2筆、登記地目はともに畑、合計面積は1,622平方メートルです。

受人は相模原市南区新磯野4丁目の株式会社W、代表取締役Xさん、渡人は中荻野にお住まいのYさんです。

本申請は、所有権移転による駐車場及び資材置場のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に睦合北地区市民センターが存する第3種農地です。

受人は神奈川県及び東京都内を中心に冷暖房設備事業を営む法人で、受注が増え、現在使用している施設が手狭になり申請されました。

申請地の東側及び南側は道路、西側は資材置場、北側は畑及び道路に接しております。

南側に出入口を設け、全面転圧、砂利敷きし、15台分トラック及び社用車駐車スペースとダクト等の資材を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、RC擁壁及びメッシュフェンスを新設し土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております、現在手続中となっております。

最後に3番でございます。

対象となる農地の所在は三田南三丁目2筆、登記地目はともに畑、合計面積は263.53平方メートルです。

受人は及川にお住まいのZさん、渡人は林3丁目にお住まいのaさんです。

本申請は、所有権移転による自己住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は神奈川246号改築による収用移転のため申請されました。

申請地の東側は道路、西側及び南側は畑、北側は宅地に接しております。

東側に出入口を設け、鉄骨造2階建ての自己住宅を建築する計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、コンクリートブロック1段から3段積み了新設し土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、開発許可を要するため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

3件すべてについて、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程7、議案第49号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第49号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は12件でございます。

1番から12番までの合計集積面積は、14,872平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が10件、15筆、11,015平方メートルで、賃借権が2件、4筆、3,857平方メートルです。

地目別では、田が8筆、7,397平方メートル、畑が11筆、7,475平方メートルです。

利用目的別では、水稲が5件、普通畑が7件です。

契約期間別では、3年間で11件、6年間で1件となっており、新規設定が4件、更新設定が8件でございます。

1番から12番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<中丸委員>

賃借権契約において、賃借料に差があるが、何か規定等はあるのか。

<都市農業支援担当主幹>

貸人と借人の間で個々に取り決めており、規定等はありません。

<中丸委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第49号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第49号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年厚木市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。

令和5年11月27日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
